

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学时)	氏名
民事訴訟法			

評価(ABCD)
A

設問1について

1. 「Xは、Yから甲の明渡しを受けたとし、Y2に対し、60万円を支払え」という将来給付の訴えは、訴えの利益が認められるか。

2. 将来給付の訴えの利益は原則として否定される。なぜなら、将来、望みどおりの請求権が発生するとは未決的であり、現に権利が発生した時点で訴えを提起すれば足りるからである。

3. ただし、民事訴訟法(以下略)35条に「該当すれば」、将来給付の訴えも適法に提起することができる。即ち、「あらかじめその請求をする必要がある場合」という要件に加えて、判例によると、請求適格が認められることが必要である。

(1) 本件では、Xは、120万円について、敷金ではなく礼金であると主張している。そうだとすると、Yが甲建物を返還した後に、当該120万円は返還されたいことが予想されるため、「あらかじめ、その請求をする必要」は肯定される。

(2) では、請求適格は認められるか。

未だ発生していない権利について、将来給付判決が得られるという原告の利益は、権利が未発生にすぎず訴えに及ぼさなければならぬ被告の負担の調整の観点から、

- ① 請求の基礎となる法律関係が現に存在しており、
- ② 債務者にとって有利な将来の事情変動が明確に予測できる事由に限られ、③ その事由の立証について、債務者に請求果徴の訴え(民事訴訟法35条1項)の提起という負担を課せられる場合、請求適格が認められると考える。

(3) まず、敷金は、貸借契約成立時に、貸借人から貸借人
に交付され、契約終了時に使用状況等に応じて差引かれた
残額を返還されるという性質のものである。

そのため、契約成立時に、敷金返還請求権の基礎となる
法律関係は既に発生しているといえることができる。(1)

次に、敷金返還額は、Y2の賃料不払いや、建物
使用状況によっては、差引かれて減額される可能性があり、
これは、Xに有利な事情に当たる。前記事情は、Y2に
帰因するものであり、かかる事情が生じるかどうかXが明確
に予測することができない。(2)不充足

また、敷金は、賃料不払い時等の担保的性格を有し
貸借人というため、強制執行を防止するために請求果達の訴えの
負担を課すことは酷である。(3)不充足

(4) よて、請求適格は認められないため、着手給付の1月延
が2月法713条135条の例外には当たらない。

設問2について

1. Y2は敷金120万円の返還を受ける地位の確認を求め
ることが考えられる。そこで、確認の利益が認められるか
が問題となる。

2. 確認の訴えは、対象が無限定に及ぶおそれがあり、また、
執行力が乏しいため、真に紛争解決の実効性が肯定される
場合にのみ認められる。

その判断においては、①方法選択の適切性、②対象
選択の適切性、③即時確定の利益を考慮する。

(1) ①について

本件では、設問1で検討しており、給付の訴えは不消法710
で、確認の訴えを提起する他なく、方法選択の適切性は
認められる。

(2) ②について

3. 確認の訴えの対象は、原則として、自己の、現在の、

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
民事訴訟法			

評価(ABCD)

法的地位に関する積極的確認である。

1 本件では、上記法的地位は、将来に発生するものであり、
確認対象として不適切ではないが問題となる。

5 しか、~~被告~~ Yは 貸料の滞納もなく 係争の必要も
ない。~~甲と明け渡すこと~~。そのため、甲と明け渡すという
5 停止条件付きで敷金の返還を受ける地位が現に発生
していることが分かる。

したがって、対象選択も適切である。

(3) ③について

10 又 原告の法的地位に、現実的・具体的な危険が迫っており、
それを除去する必要性があることが要求される。

1 1 本件では、Xが 120万円は敷金ではなく礼金であると
主張していることから、Yが甲と明け渡しをしたとしても、120万円の
返還を受けられる見込みはない。

15 そのため、Yの地位に現実的・具体的な危険が迫っており、それ
を除去する必要性が認められる。

5 (4) 以上より、本件確認の許すの利益は認められる。

以上

④

5	
10	
15	
20	
25	
30	

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。